

第1回 千葉市発達障害者支援地域協議会 議事要旨

I 日時 令和2年2月3日(月) 13:30~14:30

II 会場 中央コミュニティセンター9階 93会議室

III 出席者

(委員) 杉田座長、大濱委員、小山委員、斎藤委員、仲村委員、信金委員、穂積委員、松尾委員、三宅委員、鈴木清由委員、山田委員、高山委員、鈴木将文委員、池田委員、三橋委員、今福委員

(代理出席) 鈴木朱美氏(鈴木由歌委員代理)、別所氏(田村委員代理)、向日氏(藤尾委員代理)

計19名

(事務局) 障害者自立支援課: 山内課長補佐、矢野主査、吉川主任主事

(説明者) 発達障害者支援センター 川崎氏

IV 配付資料

資料1 年度別実績報告一覧表(平成27年度~平成31年度)

資料2 支援件数の推移

資料3-1 平成30年度 千葉市発達障害者支援センター運営事業報告

資料3-2 平成30年度 千葉市発達障害等に関する巡回相談事業(すくすくサポート)報告

資料4-1 平成31年度 千葉市発達障害者支援センター運営事業報告

資料4-2 平成31年度 千葉市発達障害等に関する巡回相談事業(すくすくサポート)報告

資料5 療育相談所の診察件数の状況について

資料6 連絡票(紹介)/連絡票(返信)

資料7 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の事業所数及び利用者数について

補足資料

V 議事概要

(1) 座長の選出について

委員の互選により、杉田委員を座長とすることに決定した。

(2) 千葉市発達障害者支援センターの相談状況について

発達障害者支援センター川崎氏より、資料1~4-2に基づき説明し、質疑応答を行った。

(3) 療育相談所の診察件数の状況について

高山委員より、資料5に基づき説明し、意見交換を行った。

杉田委員より、資料6及び補足資料に基づき説明し、意見交換を行った。

(4) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の事業所数及び利用者数について

高山委員より、資料7に基づき説明し、意見交換を行った。

(5) その他

□ 議事要旨の確定方法について

事務局より、議事要旨について、座長の承認・署名をもって確定・公開することを提案し、出席委員多数の賛同により承認を得た。

VI 会議経過 別紙1のとおり

令和2年2月3日（月曜日）開催の第1回千葉市発達障害者支援地域協議会の議事要旨として承認し署名します。

令和2年 月 日

千葉市発達障害者支援地域協議会 座長 _____

【別紙1】第1回 千葉市発達障害者支援地域協議会 会議経過

○ 司会（山内課長補佐）

定刻となりましたので、ただ今から、「第1回千葉市発達障害者支援地域協議会」を開催させていただきます。

本日の司会進行を務めさせていただきます、障害者自立支援課課長補佐の山内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、お手元に配布してございます資料の確認をさせていただきます。

はじめに、次第、席次表、出席者名簿、設置要綱がひと綴りになっております。

次に、資料1 年度別実績報告一覧表（平成27年度～平成31年度）、

資料2 支援件数の推移、

資料3-1 平成30年度千葉市発達障害者支援センター運営事業報告、

資料3-2 平成30年度千葉市発達障害等に関する巡回相談事業（すくすくサポート）報告、

資料4-1 平成31年度千葉市発達障害者支援センター運営事業報告、

資料4-2 平成31年度千葉市発達障害等に関する巡回相談事業（すくすくサポート）、

資料5 療育相談所の診察件数の状況について、

資料6 連絡票（紹介）／連絡票（返信）、

資料7 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の事業所数及び利用者数について、

補足資料

配布資料は以上でございます。不足等ございましたら、事務局にお声かけください。

よろしいでしょうか。

また、本日の会議及び議事録は、千葉市情報公開条例等の規定に準じて、公開及び公表することといたしますので、あらかじめご了解願います。

なお、本日の協議会につきましては14時30分の閉会を目安としておりますので、円滑な会議の進行に御協力くださいますようお願いいたします。

続きまして、次第の2に入らせていただきます。会議の開催にあたり、障害者自立支援課長の鈴木よりご挨拶申し上げます。

○ 障害者自立支援課長（鈴木清由委員）

皆さん、こんにちは。障害者自立支援課の鈴木でございます。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

皆様におかれましては、日頃より本市の発達障害者支援施策のみならず、市政各般にわたりまして、ご支援、ご協力をいただいておりますこと、心より感謝を申し上げます。

さて、本日の発達障害者支援地域協議会は、今年度から、前身の発達障害者支援連絡協議会からリニューアルする形で体制を新たに設置いたしました。

新しいメンバーの方もいらっしゃいますので、前身の連絡協議会の経緯から簡単にお話しさせていただきますと、平成17年4月に発達障害者支援法が施行されたことに伴い、平成19年3月に「千葉市発達障害者支援体制整備検討委員会」が設置され、本市の発達障害者支援の在り方の議論が始まり、これを受け、平成20年1月に「千葉市発達障害者支援センター」が開設され、本市の発達障害者支援が本格的にスタートしました。

その後、平成20年7月に、本市における発達障害者支援に対する総合的なサービスの在り方や関係機関の連携体制の早期確立について協議するための場として前身の「千葉市発達

障害者支援連絡協議会」が設置されました。

この協議会では、平成22年にライフステージごとの一貫した支援をすすめるための「ライフサポートファイル」の作成、平成23年に発達障害者支援に関する今後の方向性と千葉市発達障害者支援センターが果たすべき役割を提案する「発達障害者支援の今後の方向性について」をまとめていただくなど、各団体から参加していただきました委員の皆さまに多大なる尽力を頂きました。

さらに、平成28年8月の改正発達障害者支援法の施行により、協議会の設置が法定化されたことに伴い、本市では、平成30年3月に策定した第5期千葉市障害福祉計画において、令和2年度までに新たな体制での協議会を設置することといたしました。

この協議会では、地域における支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備について、協議するとともに、家族支援体制の整備やアセスメントツールの導入促進のための研修を実施することとされており、本日はその第1回目となります。

そこで、本日は、発達障害者支援体制の中心ともなる、発達障害者支援センター、療育相談所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所に関する情報共有をさせていただき、今後の協議課題の基礎とさせていただくための議題を中心とさせていただきたいと考えております。

皆さまの専門的なお立場から、活発な意見交換をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○ 司会（山内課長補佐）

続きまして、次第の3『委員紹介』に入らせていただきます。今回が第1回の会議開催となりますので、事務局より出席者の皆さまをご紹介させていただきます。

千葉市発達障害者支援センター所長仲村美緒委員でございます。

千葉市療育センター療育センター長杉田克生委員でございます。

千葉市医師会副会長大濱洋一委員でございます。

特定非営利活動法人EPO理事長小山徹信委員でございます。

千葉市立高等特別支援学校特別支援教育コーディネーター齋藤容一委員でございます。

公益社団法人千葉市幼稚園協会より植草学園大学附属弁天こども園副園長鈴木朱美様でございます。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉障害者職業センター主幹障害者職業力カウンセラー別所菜津子様でございます。

千葉発達障害児・者親の会「コスモ」コスモ千葉市・近隣グループ会員、コスモ小学生グループ代表信金博子委員でございます。

千葉障害者就業支援キャリアセンター主任就業支援担当向日宏一様でございます。千葉市自閉症協会副会長穂積あゆみ委員でございます。

公益社団法人千葉市民間保育園協議会事務局長松尾修一委員でございます。

千葉市立養護学校教頭三宅健二郎委員でございます。

健康支援課母子保健班主査山田尚子委員でございます。

幼保連営課指導班総括主任保育士池田早苗委員でございます。

教育支援課主任指導主事三橋一裕委員でございます。

養護教育センター副所長今福教子委員でございます。

精神保健福祉課精神保健福祉班主査鈴木将文委員でございます。

障害福祉サービス課指導班主査高山智裕委員でございます。

障害者自立支援課課長鈴木清由委員でございます。

また、説明員としてご出席いただいております。千葉市発達障害者支援センター川崎様でございます。

また、事務局として出席しております。障害者自立支援課企画班主査矢野でございます。

続きまして、次第4『座長の選出について』に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、設置要綱において、座長が行うこととなっておりますが、座長が選出されるまでの間、鈴木障害者自立支援課長を仮議長として、進行したいと存じますが、よろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

ご異議がないようですので、鈴木清由委員を仮議長として議事を進行させていただきます。

○ 仮議長（鈴木清由委員）

それでは、会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

本協議会の座長は、設置要綱第5条第1項に基づき委員の互選で定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

はい、仲村委員。

○ 仲村委員

前身の発達障害者支援連絡協議会でも座長を務めており、療育センター長として、発達障害児の支援もしておられる杉田委員にぜひお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○ 仮議長（鈴木清由委員）

ただ今、仲村委員より、座長に杉田委員を、とのご提案がございましたが、いかがでしょうか。

《異議なし》

それでは、ご異議がないようですので、杉田委員に、座長をお願いいたします。

その後、議事の進行をお願いしたいと存じます。委員の皆様におかれましては、ご協力ありがとうございました。

○ 杉田座長

それでは次第の5の議題に入らせて頂きます。まず、(1)『千葉市発達障害者支援センターの相談状況について』です。千葉市発達障害者支援センターから説明をお願いします。

○ 説明者（川崎氏）

発達障害者支援センター就労支援員の川崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。まず、資料の概略を説明致します。

資料1は、個別支援の実績について、厚生労働省への報告資料をもとにまとめたものです。相談支援・発達支援と相談支援・就労支援について、延支援件数と実支援人数、相談内容の項目・年齢・障害種別を件数の多いもの3番目までを記載しております。

資料2には、資料1のデータのうち、実支援件数と延支援件数の推移をグラフにしたものを掲載しております。

では、資料3-1「平成30年度千葉市発達障害者支援センター運営事業報告」をご覧ください。資料3-1は、千葉市発達障害者支援センターの各種事業について平成30年度の実施状況をまとめたものです。本体・巡回業務共に、昨年度2月に開催した千葉市発達障害者支援連

絡協議会で、30年度の報告はさせていただいておりますので、相談業務の傾向等はお手元の資料でご確認ください。

それでは資料4-1「平成31年度千葉市発達障害者支援センター運営事業経過報告」をご覧ください。こちらは平成31年度の相談状況や今後の課題等をまとめたものです。

まず1.の相談業務についてご覧ください。(1)が相談全体の件数(2)の相談支援・発達支援状況が就労相談以外の相談について、(3)が就労に関する相談についてのまとめとなっております。

相談支援・発達支援では、18歳未満と18歳以上の相談が概ね半々の割合となっております。相談内容の傾向は例年と大きく変わりはありません。18歳以上相談では、家族の高齢や疾病などの問題から協力が得られにくいケースの増加がみられました。その背景には核家族化や8050問題があることが考えられ、今後地域で安心して暮らしていくためにも、より地域の関係機関との連携や福祉サービスの利用につなげていく体制づくりが求められると考えられます。

18歳未満の相談では、幼児期の相談内容が、以前の受診前の不安や就学に向けて等の単発的な相談から、今後の成長発達の見通しや日常生活の上の関わりについての継続相談へと変化してきています。発達障害者支援法の早期発見・支援の方針から診断・療育につながっている児童は増えていますが、本人や家族へのサポートが十分に行き届いているとは言い難い現状があり、個々の障害特性や家庭状況に応じた支援の必要性が高まっていることが考えられます。中学・高校生年代の相談は全相談の5割弱と他の年代に比べて多い傾向があります。思春期を境に周囲のサポートを受け入れ難くなることで小学生年代よりも大人との連携や協働が難しくなることが影響していると思われます。

就労相談については、各関係機関と連携を図りながら本人が自己理解や特性理解を深めることで適した仕事が見つけれられるよう個々に合わせた支援を行っています。今年度は32名と昨年度比3倍の方が就労されました。障害者雇用促進法の改正以降、精神障害者に続き発達障害者の雇用が進んでいることが伺えます。その一方で休職、退職、転職される方も一定数いることから、職場での支援体制が不十分であること、合理的配慮が得られていない状況があることが伺えます。会社が法定雇用率を満たすための採用ではなく、障害者雇用をきっかけに職場環境の見直しや適材適所な働き方を考えられるよう、引き続き関係機関と連携した就労後の支援体制づくりが必要だと思われます。

続いて次のページ2.の講師派遣をご覧ください。講師派遣は外部から講師依頼を受けた研修(実技中心)と講義中心の2つに分かれています。実技中心の講師派遣では、幼稚園、保育所、保育園、認定こども園等からの依頼が多く、子どもの行動観察を踏まえ、対応方法や環境調整についての助言を行っています。すすすくサポートや子育てアシスト等、他の事業を併用されている園等から依頼を受けるケースが多い傾向があります。

(2)の子育てアシストは、実技中心の研修の一環として引き続き行っています。今年度も子育てアシストBASICとLITEの2通りの形態を設け、12月時点で全ての園での実施を終えています。実施結果については次のページの表を参照下さい。

昨年度と比較するとLITEの実施園が増えており、保護者の同意を得ることが難しい状況だが、LITEであれば申し込みやすいという点が理由と考えられます。また近年の傾向として、子育てアシスト実施後に改めてすすすくサポートや講師派遣に繋がる例が増えていきます。このことから子育てアシストを契機に、園と保護者が話し合い、より個別的な支援や継続的な支援に繋げていきたいというニーズの高さがあることがうかがえます。

(3) 講義中心の講師派遣については資料に一覧を掲載しておりますので、そちらをご確認ください。

続いて3枚目の3. 普及啓発・研修をご覧ください。①主催講演会は近年参加者が増加してきたことから、平成30年度より夏・秋・冬の計3回に拡充しております。夏と冬は例年通り一般向けとし、秋は参加者を教育機関や福祉施設等で発達障害児の支援に関わる方に限定し、より専門的なテーマを扱うものとししました。近年定員を超えてのお申し込み頂くことが多く、今年度も冬の講演会については早い段階で定員満了となり、多数お断りをしている状況にあります。②地域住民等に対する普及啓発としては、年1回の自閉症啓発デーを千葉県発達障害者支援センターCASと千葉県自閉症協会さんと共同で開催しています。③関係施設・関係機関等の連携として千葉市の協議会やネットワーク会議に参加しています。

続いて次のページ、4. サロン「しえるろっく」ですが、こちらも継続して行っています。相談の終結や就職等もあり、年間を通しての参加者は減少傾向にありますが、本年度は初回にサロン内で取り組みたい事を参加者同士で話し合う機会を設けたことで、ボッチャ競技の体験などの新たな活動は参加数の向上やコミュニケーションの拡がりにも繋がりました。

5. ペアレント・トレーニングも引き続き実施しています。例年実施しているADHDの子どもを持つ保護者のグループの他に、本年度は新たに試行としてASDと診断された子どもを持つ保護者を対象としたグループも実施しました。ADHD、ASDどちらのグループも同じ悩みを抱える保護者同士の交流を期待して参加された方が多く、セッションが進むにつれて徐々に受講者同士で情報共有する場面が増えていました。また、本プログラムの「子どもの行動に着目し、具体的に対応できるスキルを身に付ける」内容はASDの子どもを持つ保護者に対しても有効なことが確認できました。共働きや一人親家庭などで日程の都合をつけるのが難しい方が多く、隔週・全8回という構成自体が現代の保護者にとっては負担が大きく、参加者減の一因になっていると考えられます。

昨年に引き続きリーダー養成研修も実施しております。本年度で4年目を迎え、実施研修修了者は全15名となりましたが未だプログラムの実施には至っておりません。本年度より、実務研修参加者は抽選でなく、ペアレント・トレーニング実施予定の有無と職種・経験年数を加味して決定するようにしました。実施が困難な理由として、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所内で等質なグループを構成することの困難さ、グループを保持しながら多様な保護者への対応が、初心のリーダーにとって心理的負担が大きく、実施を困難にさせる要因であると思われました。ただ、例年一定数の参加者申し込みがあり、支援者自体が子どもや保護者に対する対応技術を学べる場としてのニーズは高いことがうかがえます。

支援センターの本体事業についての説明は以上になります。続きまして「千葉市発達障害等に関する巡回相談事業(すくすくサポート)の経過報告の説明をさせていただきます。

本年度は事業普及を図るため、啓発用のポスターと資料を、例年の市内全対象施設に加え、各区保健福祉センターこども家庭課・健康課をはじめとした関係機関に対し配布を行いました。

実施数や施設種別、年齢別の実施結果につきましては次のページの表をご参照ください。昨年度と比べ、本年度は巡回実施数、対象児童数ともに増えています。年中、年長児の件数が多く、就学が近づくことや年齢を追うごとに保護者の心配や相談のニーズが高まっていることがわかります。また、対象児童の内約3割は支援機関をすでに利用しており、相談や診断、療育を受けている子どもであっても、保護者の巡回相談へのニーズが高いことがうかがえます。

新規訪問施設も増えており、全体の約36%の施設が本事業を利用したことになります。また、2回目以降の巡回相談を希望する施設も多く、本年度訪問した施設のうち複数回利用のある施設は全体の79%となっています。

巡回相談を実施した児童全体の約3割でフォローアップを実施しております。巡回相談事業が保護者にとって利用しやすく、園での様子や必要な支援を知りたいといった希望からフォローアップの実施が増えていると考えられます。フォローアップ実施数の40名の内には既に支援機関を利用している児童もおり、支援機関につながった後も、生活上の困難さや診断を受けての戸惑いはすぐには解消されず、具体的な対応や継続的な支援を受けたいという保護者が多いことがうかがえます。現状としては支援機関の持つ保護者支援の機能が、保護者のニーズに十分に答えられていない面があるのではないかと思います。

保護者同意が得られない場合に講師派遣(実技中心)を紹介し、保護者の同意に繋がり、改めて本事業につながるケースもありました。

以上で「千葉市発達障害者支援センターの相談状況について」の説明とさせていただきます。

○ 杉田座長

ありがとうございました。

何かご質問やご意見はございますか。

私から1つ。ライフサポートファイルについて、先ほど課長からもお話ありましたとおり以前連絡協議会で作成しましたが、あれが活用されていないことが多く、毎回私がここで話しているとおり、小さいころから、成人、就労に至るまでのライフサポートを如何に活用するかということはこの協議会でいい方向に持っていければと思っています。

その他よろしいですか。

では、次に進めさせてもらいます。

(2) 『療育相談所の診察件数の状況について』です。

障害福祉サービス課の高山委員、説明をお願いします。

○ 高山委員

資料5をご覧ください。「療育相談所の診察件数の状況について」になります。

まず、療育相談所についてですが、療育相談所は、千葉市療育センターを構成する施設であり、心身障害に関する相談並びに心身障害児または、心身に障害があると思われる児童に対する診断、検査、治療及び指導を行う施設です。

また、施設への相談の流れですが、二番目の表に載っているように、電話相談から、実際に療育センターに来る予約をします。そこで実際に療育センターに来ていただいて、医師の診察と初回相談を同時に実施し、各種検査を受け、その後再診を受け、指導へと向かっていく形になります。現在、電話相談から初回相談まで、約2か月弱の待ち時間が発生しているのが、一つ大きな課題となっております。

続いて、新患の受け入れケース数ですが、平成27年度が597ケースありました。だんだん増えておりました、平成30年度におきましては741ケースとなっております。

続いて、療育相談所待ち期間の経過ですが、平成27年度には2か月から2か月半の待ち期間が発生していたのですが、そこから徐々に増えた後、平成30年度の4月では、約2か月待ちとなっております。

療育相談所の診察件数の状況については、以上となります。

○ 杉田座長

ありがとうございました。何か、ご質問やご意見はございますか。

○ 小山委員

ひとつよろしいでしょうか。

待ち期間の経過について、平成28年に増えて4か月待ちとなってから、30年には2か月待ちと変化しているのは、何か要因はあるのでしょうか。

○ 高山委員

平成28年度から相談員を2名から3名に増やしていることが要因と考えております。

○ 杉田座長

私としては、今の療育相談所は、診療と相談を併せて行っているのですが、相談員と医師が両方増えないと、待ち期間は減らないと思っています。指定管理を受けている社会福祉事業団で運営方法を考えてやっていますが、人手が足りないのは明らかだと思うので、ぜひ千葉市の方で、解決策を考えていただきたい。

他にご意見はありますか。

他にご意見もないようですので、私から今日をお配りした補足資料と、資料6を合わせて手短かに説明したいと思います

参考資料にありますように、千葉市療育センターの指定管理を受けている社会福祉事業団では、千葉市療育センターの中に、心身障害児総合通園センター、さらにその一部として療育相談所を置いています。その中でも、今後、相談部門を充実させたいと考えています。

ただ、相談と診療というのは、密接に関係していかなければならないところですが、中には「心配なら行ってみたら」という感じで、保育所や幼稚園から言われて来られる場合があります。医療を受けるという認識があまりなく来られている方もいらっしゃいます。やはりそういうことに関しては、相談部門をぜひ充実させながらやっていきたいと思っています。そこで今、取り組みを始めたこととして、資料6のような紹介票を作成しました。幼稚園とか保育園から紹介状という形でいただくようにして、診療側がその返信を書くようにするものです。一方通行にならないような形の療育相談所の活用ということはこの会議に来られている皆さまにもお願いをしたいと思います。

あと、やはり大切なのは、乳児健診制度、これは非常によくできてるシステムだと思うんですけど、保護者との連絡がなかなかうまくいかなくて、健診である程度やった検査の結果が、上手く活用されていないといったこともあるようなので、その点についても考えていきたい。

それと、かかりつけ医の役割ですね。今回から医師会の小児科医会の先生にも委員に入らせていただいていますけれども、保育園、幼稚園で、何らかの心配のある方がいらっしゃったら、かかりつけ医に相談していただくようなシステムをぜひ今後充実させていただければと思っています。

なかなか、かかりつけ医の先生は時間がなくて、対応しきれないというのが現状だと思いますけれども、その点も今後協議会を通じて考えていければと思っています。

これについて何かご質問ありますでしょうか。

それでは、次に進みます。

(3) 『児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の事業所数及び利用者数について』です。障害福祉サービス課の高山委員、説明をお願いします。

○ 高山委員

障害福祉サービス課の高山です。

資料7をご覧ください。「児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の事業所数及び利用者数について」になります。

まず、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所とはどのようなものなのかということについてですが、児童発達支援とは、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に対し日常生活に係る基本的動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う事業です。放課後等デイサービスとは、就学中の障害児に放課後や、学校の休業日等において、生活能力向上のために必要な訓練等を行う事業です。

続いて、支給決定者数と事業者数です。12月末現在の数字になりますが、児童発達支援が、支給決定者数1,303人、市内事業者数68事業所、放課後等デイサービスが支給決定者数1,908人、市内業者数106事業所となっております。

続きまして、近年の利用実績についてです。まず、児童発達支援ですが、平成27年度の実利用者数が598人、年々増えておりまして、平成30年度の実利用者数が1,356人と倍以上となっております。放課後等デイサービスにつきましては、平成27年度の実利用者数が884人だったところが、平成30年度には1,652人となっております。こちらでも現在も伸び続けている状況です。

参考までに、こちらの決算額ですが、放課後等デイサービス平成27年度には約11億円だったものが、平成30年度には約19億円ということで、サービスの利用者が増えている状況です。

○ 杉田座長

一つ質問ですが、市の予算としては大丈夫なんですか。それと、受給者数がどんどん増えて、中には児童発達支援に入れないという親御さんの声も一部聞かれるのですが、キャパシティーとして、足りているんでしょうか。

○ 高山委員

予算としては、毎年補正予算を組んでいる状況で、苦しい状況であると思います。キャパシティーについては、年々新規の事業所が増えている状況である中ですが、利用者が少ないから事業を辞めるという状況は今のところはありませんので、飽和状態とはなっていないと考えております。また、支給決定については、各高齢障害支援課で行っておりますが、今のところ入るところがなく困っているというところまでの声は上がっていない状況です。

○ 杉田座長

他にいかがでしょうか。

○ 小山委員

NPO法人EPOの小山と申します。

今の児童発達支援と放課後等デイサービスの状況について、今、現場の声としましては、入るのが非常に難しい状況ということあります。やはり集中するところが限られているということが現実としてはあります。

それで、予算の部分でかなり膨れていっていると思うのですが、都内だと支給量の精査をかなりされていて、千葉市では、一律に23日ということにしていると思いますが、それがあることによって、株式会社の参入が増えていると思います。どういうことが生まれているかというと、軽度のお子さんを株式会社が抱え込むという状況がすごく今強くなってきていると感じています。そうすると重度のお子さんに行くところがなくなっていくことになります。そのため、重度のお子さんへの対応を早急に行っていかなければならないのではないかと懸念

しているところです。

市原市でも、支給量を切ったり、5日間ずつプラスしたりだとか、そういう状況でやっているの、千葉市でも支給量を、例えば相談事業所だったりとか、医療機関だったりとか、意見を出してもらったのを元に支給決定するなどして、一律では無くすことによって、かなり予算的なところが抑えられたりするんじゃないかなと。そうすることで、療育センターが30万人に1つ設置という所で、もう一つ作れたりだとかするのかなと。

○ 高山委員

ただいまの件についてですが、まず、支給量について千葉市として一律に23日というようにするというような指示をしているわけではありません。利用者から23日で申請が上がってくるのがほとんどという所です。その原因としましては、厚生労働省が標準支給量というので23日というのを提示しているがために、安易にその計画を精査せずに、単純に23日という風に計画を作っているような現状もあるのではないかなという様なこともあります。支給決定については、計画に23日となっていればそのまま決定するような形になると思いますので、それについては、考えていかなければいけないとは考えております。

○ 杉田座長

他にいかがでしょうか。

親の会の方は、何かご意見はありますか。

○ 穂積委員

自閉症協会です。千葉市自閉症協会では、小さいお子さんがいる親について、放課後等デイサービスの方などで、いろいろ悩みも聞いていただいているせいか、なかなか、若い親御さんたちが私共の会に入ってくる現状がなく、高校生以上のお子さんを持つ会員が多くて、サービス利用に関する情報が入りにくいということがあります。

○ 杉田座長

ぜひ行政サービスの広報にも努めていただければと思います。

他にいかがでしょうか。

○ 信金委員

私が所属しているコスモ千葉市近隣グループの中では、悩みに悩み、幼稚園を途中で辞めてしまったとか、療育センターへの扉が重くて開けられないというような方もいらっしゃいます。幼稚園の園長先生だったり、地元の小児科の先生だったり、少しでも信頼を置けるような方を見つけれられている方はいいですけども、一度療育センターに行ってみただけでも、まあ普通じゃないですかということで、また家に帰って悩むということを繰り返して、藁にもすがらうような思いで、インターネットで調べて、コスモに来られるという方も多いです。

私の子どもの場合では、放課後等デイサービスを今のところはまだ利用していません。今後、使わせていただくことになるかと思っていますのですが、制度等は私もこれから調べていかなければいけないところと思っています。他の方の話としては、放課後等デイサービスなどは、家にいて特別過ごすのに困ることがなければ、あえて使っていない人もいるのかなという印象です。また、人気というか、自分の希望に合ったところでやっていただけたところを探している、登録をして空きを待っているという話も聞いています。私自身はまだどこの事業所が子どもに合っているかというところまで調べていないのですが、やはり、それぞれのお子さんによって運動をメインでやっているところがいいだとか、皆さんそれぞれ悩んで選んでらっしゃるのかなということを思います。

また、私が療育センターを利用させていただいたのは、平成25年よりも前で、2歳から長く利用させてもらいましたが、その時には説明があったような長い待ち時間ですとか、予約がなかなか取れないといったことはなかったです。最初はグループで集団行動を見ていただきまして、その後、やはり個別の方がいいんじゃないかという子は、個別に心理士さんが見ていただくということもありました。検査も個別の部屋で時間をかけていただいて、途中で泣いてしまってうまく進まなかったときには、時間をもうちょっと取ってやっていただいたこともありました。私の中では、本当に300円でここまでやっていただけるのかと、何回利用したかもわかりませんが、とてもお世話になって、療育センターがなかったら、本当に今どういう風になっていたのか、本当にちょっとわからないほどで、とてもありがたかったと思います。

○ 杉田座長

他にいかがでしょうか。

今日は、いろんなところから関係者に集まっておりますけれども、就学前、就学後、就学に関する相談についても療育センターで多く聞かれますが、教育の方で、どなたか、就学に関することについてお話いただけますか。

○ 今福委員

養護教育センターです。

全体として、養護教育センターの相談は、対象が就学前から中学校3年生までですが、全体として非常に増加しております。

就学前のお子さんについても、同様に増加しております。なかなか保護者の方からでは相談ができなくて、療育センターさんですとか、関係機関等からのお話によって、ということもございます。

また、なかなか当センターも相談の人数を増やせないということで、待ちも発生しているという状況がございます。なお、養護教育センターの待ち日数は大体40日前後となっております。

○ 杉田座長

よろしいでしょうか。他に。

○ 松尾委員

私の方からも、よろしいでしょうか。

私共の方には、保育園、保育所、幼稚園の保護者の方から時々苦情をいただくことがあります。その苦情の中に、年に2、3件こういう発達障害に関する苦情があります。その中で、ある幼稚園教諭から、こういうことを言われたということで苦情があったケースですが、工作の時間にこういう形にこういう物をつかってこういう風にやりなさいと指導をしているにもかかわらず、違うようなことをやるので、その親御さんに対して、この子は少しおかしいんじゃないかというような発言があって、その親御さんがすごく心配になって、病院だとかいろんなところに行って、診てもらった。結果、全く正常であって、それどころか美術的な発達という所ですごいものをもっているお子さんで、そういったところでは、発達という面もあるのかもしれませんが、現場でグレーゾーンが増えてきているという考えが広まっていることで、決めつけたような部分じゃないかと思います。ひょっとしたらそうなんじゃないか、そうなんだとすれば早い方がいいということがかなり広まっているので、とにかく何とかしたいという気持ちもわからなくはないのですが、ちょっと行き過ぎたところにいつてしまったということ。先生から昨年度も言われていたようにまず、かかりつけ医に見せてから

ということもあったので、私の方も現場では、話を聞いてもらってから、それでもということについては、療育センターのような施設もありますよということで勧めているんですけども、やっぱりそれを飛び越えた形で行ってしまうこともある。親御さんの不安もあるし、現場にいる先生たちも早くという思いだとか、集団で行動している中でちょっと違うお子さんに対して神経質に見る目というの最近が多いのかなという風を感じております。以上です。

○ 杉田座長

その通りだと思います。

福祉では、合理的配慮という言葉というのがありますけれども、配慮という言葉が本当にいいのかなと思っています。福祉が主体になると、早く見つけて医者にも早く診断させて福祉のサービスを受けさせるという一つの流れがあるんですね。しかし、一個人の医師として考えるときに、診断がつけようがないような状況なのに、福祉の方で、診断してほしいとくるんですよ。早く医師に診断をしてもらえというそういう流れが強いと思っています。やはり全体を見て、経過を見ながらやっていかなければいけないと思っています。

それからいろんな関係者を通じて対策していかねばいけないんですけども、あまりにも早い段階で幼稚園などで、ちょっと心配だから療育センター行ってみなと伝えられてダイレクトに来ることが多いんですね、親御さんはそれを言われると非常に不安であると思うんです。

そういうことで、先ほど申しましたように相談部門をしっかりと作っていかないとならない。発達障害者支援センターにも協力してほしいと思っているんですけども、診断がつかないとできる、できないとかそういう問題でなく、全体として、子どものため、児童、成年も含めてしっかりした療育体制ができたらと思っています。

あともう一つコメントとして、千葉市の療育センターの心理士の個別相談、個別指導が昔はできていたんですけども、今は、患者がかなり増えて、検査の件数がかなり増えてきて、心理士の検査だけで終わってしまうことが多く、心理士がなかなか療育相談だとか、グループ支援だったりだとかできていないのが現状としてあります。やはりリソースをしっかりと生かしていくためには、何らかの見直しをしていかないと、本当に検査のみに終わってしまいます。その辺は、今後私も千葉市とも考えていかねばいけないなと思う。皆さん方にも忌憚のないご意見がありましたら言っていただければと思いますけれども。

他に何かございますか。

○ 大濱委員

今回から参加させていただいております、千葉市医師会ですけれども。千葉市医師会では、発達障害に関して研究会を立ち上げたりですね、それから、国の発達障害対応力向上研修という事業を千葉市とやっておりますので、我々かかりつけ医にいたしましても今後そういった発達障害のお子さんを診れるようには鋭意頑張っているところで、勉強会などもして対応力をつけてございますので、これからですね、かかりつけ医に相談していただくということも一つの手だと思います。

どうしてもこれだけ療育センターが待ち時間も長くて大変ですので、なるべく診断がついたら、そこの指導については、我々の方で何とかできないかなとは思っているところです。

療育センターなどの専門の先生方と協力しながらかかりつけ医が見ていくというふうにしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

それから、保育所関係は嘱託医というのが私共医師会から推薦しているわけございませ

て、何かありましたら、そういった囑託医に相談していただけるといいのかなとも思います。

先ほどお話しがありましたように、過剰に反応してしまうケースもありますし、明らかにこの子はおかしいんだけども、お母さんになかなか言えないという状況があったりすることもありますので、そういったときには、かかりつけ医もしくは囑託医にぜひ相談していただければと思います。できる限りは対応していくつもりですので、ぜひよろしくお願いいたします。

○ 仲村委員

保育園、幼稚園についてですけれども、私共、発達障害者支援センターの事業で巡回相談すくすくサポートというのがありますので、先ほど松尾委員がお話されたような、グレーゾーンで気になるんだけどという子とかで、いきなり療育センターに行っただけではなくて、うちのすくすくサポートの方を申し込んでみたらというように、発達障害者支援センターの事業も活用いただければと思います。

○ 杉田座長

ぜひ活用してください。

他によろしいでしょうか。

以上で本日の議題は終了となります。それでは、本日の協議会全体を通して、出席者の皆様方から何かございませんか。

ございませんか。

事務局からは何かありますか。

○ 事務局（矢野主査）

来年度の日程につきましては、座長と日程を調整の上、委員の皆さまにご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○ 杉田座長

それでは、以上で本日の議事を終了いたします。

なお、本日の会議の議事録の作成につきましては、事務局及び座長に一任願います。それでは事務局にお返しいたします。

○ 司会（山内課長補佐）

委員の皆様方、円滑な進行にご協力いただき、ありがとうございました。以上をもちまして、第1回千葉市発達障害者支援地域協議会を終了させていただきます。

本日はお疲れ様でございました。